

令和6年度における九州地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月19日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6,100名（製造委託等^{（注1）}3,733名、役務委託等^{（注2）}2,367名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者22,548名（製造委託等13,910名、役務委託等8,638名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
	全 国	九 州	全 国	九 州
令和6年度	90,000	6,100	330,000	22,548
製造委託等	53,144	3,733	214,316	13,910
役務委託等	36,856	2,367	115,684	8,638
令和5年度	80,000	5,406	330,000	16,170
製造委託等	46,900	3,290	199,138	9,727
役務委託等	33,100	2,116	130,862	6,443
令和4年度	70,000	4,599	300,000	14,617
製造委託等	37,993	2,707	176,799	8,375
役務委託等	32,007	1,892	123,201	6,242

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は491件（製造委託等325件、役務委託等166件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが486件（製造委託等322件、役務委託等164件）、下請事業者等からの申告によるものが5件（製造委託等3件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は506件（製造委託等334件、役務委託等172件）であり、このうち、500件（製造委託等332件、役務委託等168件）について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託1件）、指導が499件（製造委託等331件、役務委託等168件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2、措置件数の県ごとの内訳は別紙3のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数				
						措置			不問	計
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	勧告	指導	小計		
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
	九州	486	5	0	491	1	499	500	6	506
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
	九州	322	3	0	325	1	331	332	2	334
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
	九州	164	2	0	166	0	168	168	4	172
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	九州	532	8	0	540	0	514	514	0	514
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	九州	341	4	0	345	0	328	328	0	328
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	九州	191	4	0	195	0	186	186	0	186
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	九州	471	4	0	475	2	478	480	1	481
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	九州	280	2	0	282	2	286	288	1	289
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	九州	191	2	0	193	0	192	192	0	192

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で876件となっており、このうち、製造委託等に係るものが590件、役務委託等に係るものが286件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は412

件（類型別件数の合計の 47.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 278 件、役務委託等に係るものが 134 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第 4 条違反）は 464 件（類型別件数の合計の 53.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 246 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 53.0%）、②下請代金の減額が 86 件（同 18.5%）、③買ったたきが 65 件（同 14.0%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は 312 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 159 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 51.0%）、②下請代金の減額が 60 件（同 19.2%）、③買ったたきが 36 件（同 11.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 152 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 87 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 57.2%）、②買ったたきが 29 件（同 19.1%）、③下請代金の減額が 26 件（同 17.1%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反				実 体 規 定 違 反												合計
		書面交 付義務	書類保 存義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割付困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	九州	362	50	0	412	3	246	86	2	65	4	3	18	31	6	0	464	876
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	九州	243	35	0	278	1	159	60	2	36	2	3	17	27	5	0	312	590
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	九州	119	15	0	134	2	87	26	0	29	2	0	1	4	1	0	152	286
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	九州	401	45	0	446	1	234	77	2	76	5	2	18	17	3	0	435	881
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	九州	264	24	0	288	1	134	47	2	48	2	2	16	14	3	0	269	557
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	九州	137	21	0	158	0	100	30	0	28	3	0	2	3	0	0	166	324
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	九州	361	47	0	408	0	255	78	1	30	2	1	13	13	4	0	397	805
製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	九州	220	24	0	244	0	144	50	1	17	0	1	12	12	3	0	240	484
役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	九州	141	23	0	164	0	111	28	0	13	2	0	1	1	1	0	157	321

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者11名^(注1)から、下請事業者116名^(注1)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6183万円^(注2)相当の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者5名から、下請事業者49名に対し、5938万円の利益提供分の金銭が返還された(第4表参照)。

第4表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	九州	5名	49名	5938万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	九州	2名	10名	894万円
令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
	九州	—(注)	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者2名から、下請事業者45名に対し、167万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	九州	2名	45名	167万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	九州	—	—	—
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	九州	1名	1名	10万円

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者18名に対し、49万円の遅延利息が支払われた(第6表参照)。

第6表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	65 名	1,411 名	5678 万円
	九州	3 名	18 名	49 万円
令和5年度	全国	87 名	1,800 名	2 億 4795 万円
	九州	2 名	40 名	111 万円
令和4年度	全国	95 名	1,836 名	1 億 4064 万円
	九州	4 名	70 名	48 万円

エ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者4名に対し、28 万円の返品分の下請代金相当額が返還された（第7表参照）。

第7表 返品事件における下請代金相当額の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	6 名	119 名	6048 万円
	九州	1 名	4 名	28 万円
令和5年度	全国	10 名	330 名	6968 万円
	九州	1 名	173 名	5705 万円
令和4年度	全国	8 名	266 名	1 億 1512 万円
	九州	1 名	181 名	4042 万円

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和6年度においては、九州事務所では7回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和6年度においては、九州事務所では766件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は21名である。

令和6年度においては、9月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和6年度においては、九州事務所では事業者団体等へ66回の出講を実施した。

令和6年度における勧告事件（1件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
自動車部品の製造販売業 (R7.3.7 勧告)	(株)フタバ九州は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年9月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する又は(株)フタバ九州の親会社であるフタバ産業(株)から貸与を受けた金型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名に対し、合計3,733個）。 (株)フタバ九州は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額2914万951円を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

令和6年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① プログラムの作成を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者との間で支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② イベント会場の設営を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れた又は自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者からの役務の提供を受けてから60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 運送業務を下請事業者へ委託しているC社は、「割引金利」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② プライベートブランド商品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 返品禁止（第4条第1項第4号）

- 製菓道具等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者の給付に係る受入検査をロット単位の抜取りの方法により行っていたところ、あらかじめ返品の条件について合意していないのに、受領した合格ロット中の物品であるにもかかわらず、直ちに発見することのできる瑕疵がある物品又は受領後6か月を経過した直ちに発見することのできない瑕疵がある物品を下請事業者へ引き取らせていた。

4 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）

- 包装資材等の製造を下請事業者へ委託しているF社は、原材料費等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

5 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

- 生活家電の機能テスト業務を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者へ十分な説明をしないまま作業を行わせ、下請事業者から提供される役務の内容が自社の求める基準を満たしていないことを理由として、発注を取り消したにもかかわらず、下請事業者が要した費用を負担しなかった。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州地区 合計
令和6年度	253	38	41	63	33	29	43	500
令和5年度	259	36	39	57	41	40	42	514
令和4年度	262	37	43	54	42	31	25	494

（注）措置を採った親事業者の本社所在地により区分しているため、本文中の措置件数と一致しない部分がある。